

開設している海水浴場で安全 に遊泳しましょう！



～新型コロナウイルス感染症の影響で開設されない
海水浴場が多く存在します！～

開設されていない海水浴場や海水浴場で
はない海浜での遊泳は安全対策が確保さ
れていないため危険です！

- 監視員、ライフセーバー等の不在
事故発見が遅れる、救助体制が整っていない
- 遊泳区域がない
水上オートバイや小型船舶との接触、急に水深が深くなる
- 沖に流される
離岸流が発生しやすい場所が多い、沖への風が吹きやすい場所がある



海で溺れた場合には、安全を確保するため、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くように心がけましょう。

※詳しくは、次ページ日本ライフセービング協会HPをご覧ください

※開設された海水浴場の情報は、各自治体等のホームページまたは第八管区海上保安本部ホームページでご確認ください。

・第八管区海上保安本部HP <https://www.kaiho.milt.go.jp/08kanku/>



第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部

〒914-0079 福井県敦賀市港町7番15号
電話番号:0770-22-4179

<痛ましい海浜事故事例>

事例 1

令和2年7月、福岡県新宮町の海岸で子どもだけで遊んでいた小学4年生の女儿3人のうち、1名が波にさらわれ溺死しました。例年であれば海水浴場として開設されて監視員等が常駐しているところ、新型コロナウイルスの影響で海開きされておらず、監視員等はいませんでした。

事例 2

令和2年6月、茨城県ひたちなか市の海水浴場に高校生の友人5人で訪れ、そのうち1名が水域内設置の沖合構造物までビーチボールを抱えて泳ぎ始めたところ、ビーチボールが外れ溺死しました。この海水浴場は海開き前であったことから、監視員等はいませんでした。

<背浮きや浮き沈みをしながら助かった事例>

平成29年3月、沖縄県石垣市の海水浴場において、友人3人とビーチで磯遊びをしていた小学6年生の男の子1名が、深みにはまり流されたものの、テレビ番組で見た「流された場合の姿勢（仰向けで力を抜いて大の字になる。）」を思い出してその姿で漂流。その間、友人が近くにいた大人に救助を求め、ビーチ救難所の水上オートバイにより救助された。

水辺での安全指導、監視・救助を行う団体である（公財）日本ライフセービング協会と海上保安庁は、平成30年に協定を結び事故情報の共有や事故防止対策や安全啓発活動を実施しています。

<公益財団法人日本ライフセービング協会>



守ろう！いのち
学び合おう！水辺の安全



<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

<政府インターネットテレビ>

「海上保安庁監修」～海のプロにきく“遊泳時4つの心得”～



<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20942.html>